

【協議事項の説明書】

協 議 事 項	<p>(1) 令和7年度業務実績に関する評価（案）について（小項目評価）</p> <p>(2) 第2期中期目標期間業務実績に関する評価（案）について</p> <p>(3) 評価委員会意見書（案）について</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧対照表（修正箇所のみ） ・ 評価委員会意見書（案） ・ 回答書 ・ 参考資料（修正箇所を反映した評価（案）全ページ） <ul style="list-style-type: none"> 参考資料1 令和7年度の業務実績に関する評価結果（案） 小項目評価 参考資料2 第2期中期目標期間業務実績に関する評価結果（案）
回 答	<p>別紙「回答書」により、電子メール又はFAXにて御回答願います。</p> <p>E-mail : byoinkanri@city.chikusei.lg.jp</p> <p>FAX : <u>0 2 9 6 - 2 4 - 7 7 3 1</u></p>
説 明	<p>地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の令和7年度及び第2期中期目標期間における業務実績に関する評価案について、令和8年度第1回評価委員会において、評価の修正はございませんでしたが、評価委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、「横領事案」に関する法人の説明内容について見直すとともに、評価委員会意見書（案）の検討を行いました。</p> <p><u>その結果、「令和7年度評価（小項目評価）」及び「第2期中期目標期間評価」における法人の実施状況等について修正を行いました。</u></p> <p><u>また、今般の横領事案の発生や法人の厳しい経営状況等を鑑み、「評価委員会意見書（案）」にそれらの対応を求める意見を付記いたしました。</u></p> <p><u>なお、「全体評価及び大項目評価」の修正はございませんでした。</u></p> <p>つきましては、「新旧対照表」「評価委員会意見書（案）」について御確認をいただき、回答書の「了承」又は「継続審議」のいずれかを選択して御回答いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、「継続審議」を選択された場合は、併せて意見等を御記入いただきますようお願いいたします。</p>

関係法令（抜粋）

地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
（以下省略）

地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例

（所掌事務）

第1条の2 委員会は、法第11条第2項各号（同項第6号を除く。）に掲げる事務をつかさどるほか、同項6号の規定により、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- （1） 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に関すること。
- （2） 法第28条第1項第1号に規定する当該事業年度における業務の実績並びに同項第3号に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関するこ
と。